

令和6年度

福岡市中央保健所運営協議会

日時：令和6年5月31日（金）10時30分～

場所：あいれふ7階 第2研修室

福岡市中央保健所

令和6年度福岡市中央保健所運営協議会

次 第

- 1 令和5年度事業報告について
 - (1) 健康課
 - (2) 衛生課
 - (3) 地域保健福祉課

- 2 保健所の再編について

【参考資料】

- 1 福岡市保健所運営協議会条例

福岡市中央保健所運営協議会委員名簿

(令和4年8月1日から令和6年7月31日まで)

令和5年10月1日現在

氏名	職名	役職名
あべ ひでき	委員	福岡市議会議員
池田 昌弘	〃	中央区小学校長会(福岡市立草ヶ江小学校校長)
稲員 稔夫	会長	福岡市議会議員
小野 和枝	委員	福岡市中央区衛生連合会 会計
角野 恵美	〃	福岡県看護協会 3地区支部 地区支部長
郡嶋 郁子	〃	福岡市中央区老人クラブ連合会 副会長
河野 奈美	〃	中央区男女共同参画連絡会 委員
佐藤 茂	副会長	福岡市中央区医師会 会長
杉元 美智代	委員	福岡市食品衛生協会 副会長
関坂 敏眞	〃	福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事
武居 敦子	〃	中央区自治協議会等代表者会 副会長(舞鶴自治協議会会長)
辻 靖治	〃	福岡県中央警察署 生活安全管理官
永田 裕之	〃	福岡市中央区歯科医師会 会長
西村 美奈	〃	福岡県美容生活衛生同業組合 総合事務局主任
西山 ゆかり	〃	独立行政法人国立病院機構九州医療センター 看護部長
はしだ 和義	〃	福岡市議会議員
平島 裕一郎	〃	福岡市薬剤師会 中央支部長
松藤 孝子	〃	福岡市保育協会 中央区園長会(草香江園園長)
南 幸盛	〃	中央区公民館館長会(警固公民館館長)
山野井 敏子	〃	中央区民生委員児童委員協議会 第5地区会長

(敬称略、五十音順)

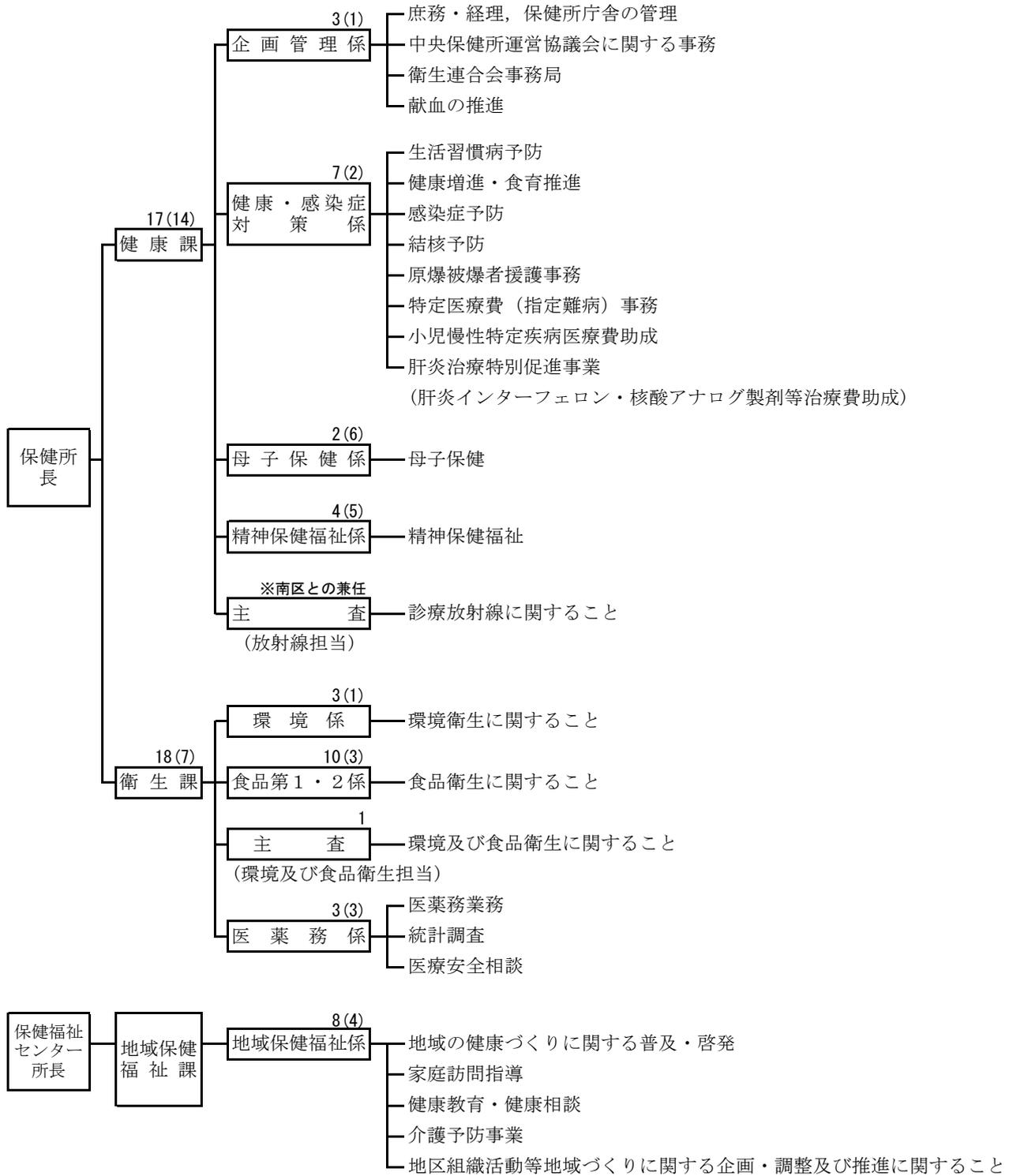
中央保健所役付職員名簿

役 職 名	氏 名
中央保健所長	山 本 信太郎
健康課長	八 尋 由 紀
企画管理係長	緒 方 まち子
健康・感染症対策係長	奥 村 美 紀
母子保健係長	奥 苑 さやか
精神保健福祉係長	古 川 智 代
主査（放射線担当）※兼任	蒲 池 尚 子
衛生課長	久 原 明 子
環境係長	千 住 香 織
食品第1係長	城 領 美 紀
食品第2係長	今 井 啓 太
主査（環境及び食品衛生担当）	森 真 由 子
医薬務係長	徳 島 智 子
地域保健福祉課長	青 木 美 紀 子
※ 地域保健福祉係長	古 賀 由 美 子

※保健福祉センター所長と共管

中央保健所の機構及び事務分掌(令和6年4月現在)

※右上の数字は職員定数。()は会計年度任用職員。



[1] 令和5年度事業報告について

1 健康課

(1) 生活習慣病予防

「健康増進法」、「高齢者の医療の確保に関する法律」等に基づき、各種健康づくり事業を実施し、市民の健康の保持増進に努めた。

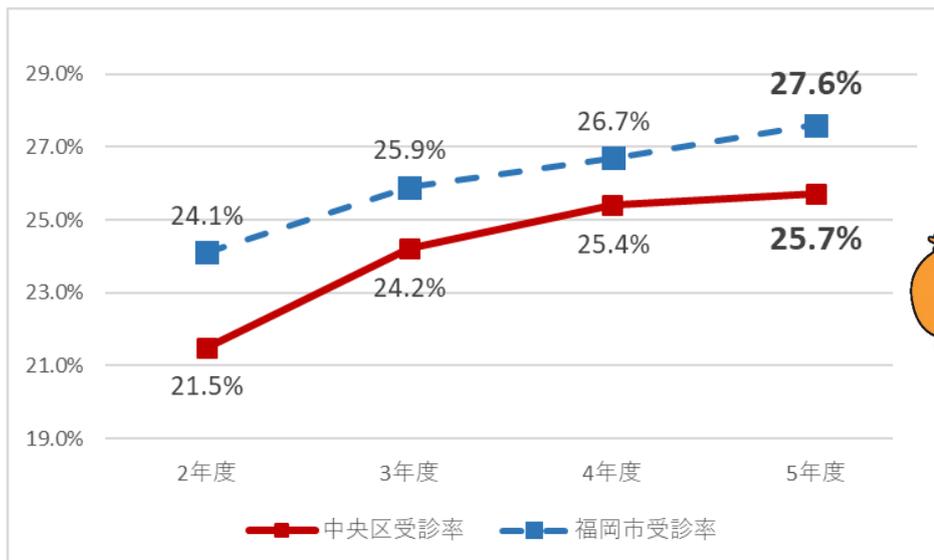
① 健診等

ア 特定健診（よかドック）

40～74歳の国民健康保険被保険者を対象として実施。

区 分	令和4年度	令和5年度
対象者数	26,647人	25,457人
保健福祉センター	975人	946人
委託医療機関 外	5,806人	5,606人
受診者計	6,781人	6,552人
受診率	25.4%	25.7%
保健指導対象者	動機づけ支援： 540人 積極的支援： 214人	動機づけ支援： 492人 積極的支援： 211人

【特定健診受診率の推移】



【特定健診年代別受診者数(中央区)】

年 代	令和4年度	令和5年度
40歳代	1,151人	1,074人
50歳代	1,109人	1,135人
60歳代	2,152人	2,033人
70歳代 (75歳含む)	2,369人	2,310人

イ がん検診

(単位：人)

区分	対象, 内容等	実施機関	令和4年度	令和5年度
胃がん検診	40歳以上胃透視または50歳以上胃カメラ(偶数年齢)	集団検診※1	2,335	集計中 (7月以降確定)
		個別検診※2	4,495	
子宮頸がん検診	20歳以上の女性(2年に1回受診) 子宮頸部粘膜の細胞診	集団検診	3,217	
		個別検診	14,450	
乳がん検診	40歳以上の女性(2年に1回受診) マンモグラフィ	集団検診	2,837	
		個別検診	4,536	
大腸がん検診	40歳以上 2日間採便による便潜血検査	集団検診	4,226	
		個別検診	4,382	
肺がん・結核検診	40歳以上 胸部X線検査 (50歳以上のハイリスク者で希望者には 喀痰細胞診検査実施)	集団検診	4,665	
前立腺がん検診	55歳以上 PSA血液検査	個別検診	2,101	

※1 集団検診：中央保健所、健康づくりサポートセンター、保健所所外(よりみち健診等)を含む

※2 個別検診：委託医療機関

② 生活習慣病重症化予防

ア 糖尿病性腎症(DKD)重症化予防プログラム

特定健診受診者のうち、糖尿病性腎症に該当する者に対して、受療勧奨の文書送付や電話、訪問等を行った。

区分	令和4年度	令和5年度	
基準該当者	85人	76人	
実績	文書送付	77件	68件
	面接(結果説明会)	8件	8件
	電話(不在除く)	延33件	延10件
	訪問(不在除く)	延2件	延0件

イ 慢性腎臓病(CKD)医療連携

特定健診受診者のうち、基準に該当する人を共通様式の連携パスを使用して一次医療機関や二次医療機関に紹介する。

③ 普及啓発事業

中央区健康づくり実行委員会など各種団体と連携し、健康づくり月間や生活習慣病予防月間に講演会を開催するとともに、女性の健康づくり週間(3/19~3/29)に展示ブースでポスター掲示やパンフレット配布を行うなど健康づくりの推進を図った。

事業名	参加人数
福岡市健康づくり月間(10月) 健康講演会『笑って脳活 心のストレッチ!』	40人
福岡市生活習慣病予防月間(2月) 講演会『食で整える体内時計』	15人

(2) 健康増進及び食育推進

① 栄養相談・栄養指導等

栄養や食生活改善に関する知識の普及のため、乳幼児から高齢者まで幅広く栄養教育や相談等を行った。また、特定給食施設については、栄養管理等が適切に行われるよう巡回指導を行うとともに管理栄養士、栄養士、調理師等を対象とした研修会を実施した。

事業名	項目	令和4年度	令和5年度
離乳食教室	回数	12回	12回
	人数	155人	225人
個別栄養相談	人数	30人	35人
骨粗しょう症検査	回数	22回	22回
	人数	789人	791人
運動普及推進事業	回数	3回	1回
	人数	34人	26人
特定給食施設指導	巡回指導	2回	5回

② 食生活改善推進員協議会関係

地域における食生活改善活動を担うボランティア養成のため、食生活改善推進員養成教室を開催するとともに、食生活改善推進員の資質向上のための研修会等を実施し、活動支援を行った。中央区では、現在131名（R6.4）の会員が地域で活動を行っている。

事業名	項目	令和4年度	令和5年度
食生活改善推進員養成教室	修了者数	12人	15人
食生活改善活動推進事業	回数 保健所内 人数	9回 207人	9回 260人

(3) 感染症予防

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成11年4月1日施行）」に基づき、感染症類型に応じ、就業制限や入院の勧告を行うとともに、接触者の健康調査、衛生指導等の感染拡大防止のための防疫活動を行った。

① 届出感染症

(単位：人)

類	病名	令和4年度	令和5年度
二	結核	28	25
三	腸管出血性大腸菌感染症	15	8
四	E型肝炎	1	1
	レジオネラ症	5	7
	日本紅斑熱	0	3
	つつが虫病	1	0
	デング熱	0	1
	ジカウイルス	0	1
	マラリア	0	1
五	後天性免疫不全症候群	34	34
	アメーバ赤痢	2	3
	梅毒	272	256
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	4	5
	ウイルス性肝炎（E型・A型を除く）	1	0
	侵襲性肺炎球菌感染症	10	11

五	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1	0
	水痘（入院例）	1	4
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	10	2
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	0	1
	クリプトスポリジウム症	0	1
	播種性クリプトコックス症	0	1
	急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く）	1	0
	ジアルジア症	2	0
	急性弛緩性麻痺	1	0
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症	35, 350	119 ※5類移行前まで (~5/7)
計		35, 739	484

② エイズ（後天性免疫不全症候群）対策

「エイズダイヤル」を設置し、エイズに関する市民からの相談に対応した。また、市内で唯一の即日検査を実施する保健所として、HIV（エイズ）即日抗体検査を実施した。

【HIV相談件数及び検査件数】

（単位：人）

区 分	令和4年度	令和5年度
相 談	369	315
検 査(※)	315	248
うち陽性者数	5	1

※毎月第1・3火曜日に検査を実施（9～11時（匿名・無料・予約制、各回定員21名）
（その他のHIV即日抗体検査等）

・毎月第2日曜日、14～15時（予約不要・先着50名）[受検者数 計352人、陽性者2人]

※6/4HIV検査普及週間特例検査、12/3世界エイズデー特例検査含む

【普及啓発事業】

事業名	内 容
HIV抗体検査普及啓発 世界エイズデー啓発	6月1～7日の検査普及週間と12月1日の世界エイズデーに合わせ、市政だよりや区役所テレビモニターへの掲示を行った。
高校生への啓発	上智高等学校、大濠高等学校の文化祭及び高校卒業式で性感染症予防啓発グッズの配布を行った。



レッドリボン
エイズに対する理解と
支援の象徴です。

③ B型・C型肝炎ウイルス検査

B型・C型肝炎ウイルスの感染を早期に発見するため、20歳以上を対象に無料で検査を実施した。（委託医療機関でも実施）

（所内実施分）

（単位：人）

区 分	令和4年度	令和5年度
B型肝炎ウイルス抗原検査	20	16
C型肝炎ウイルス抗体検査	20	16

④ 感染症対策講習会

区内の社会福祉施設を対象に、新型コロナウイルス感染症やノロウイルス等の感染拡大防止を目的とした講習会を開催した。(対面及びオンライン形式)

(4) 結核予防

感染症法上、二類感染症に位置付けられており、現在も国内最大の感染症である。国の結核予防指針に則り、患者発見のための定期健診、医療費の公費負担や患者を治療完遂に導くDOTS(直接服薬確認療法)、接触者健診、啓発などの結核対策を実施した。

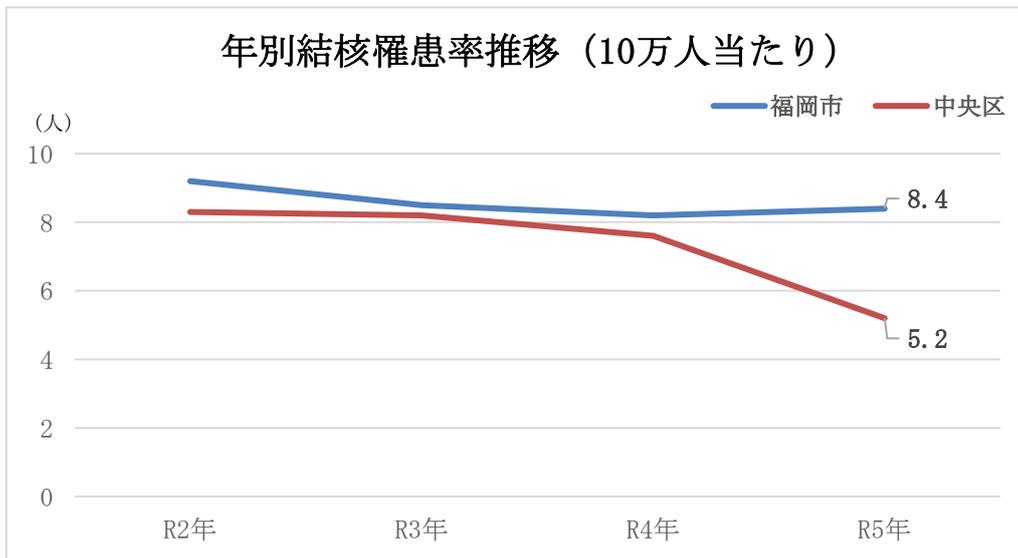
① 登録患者

医師からの発生届により登録した患者数。

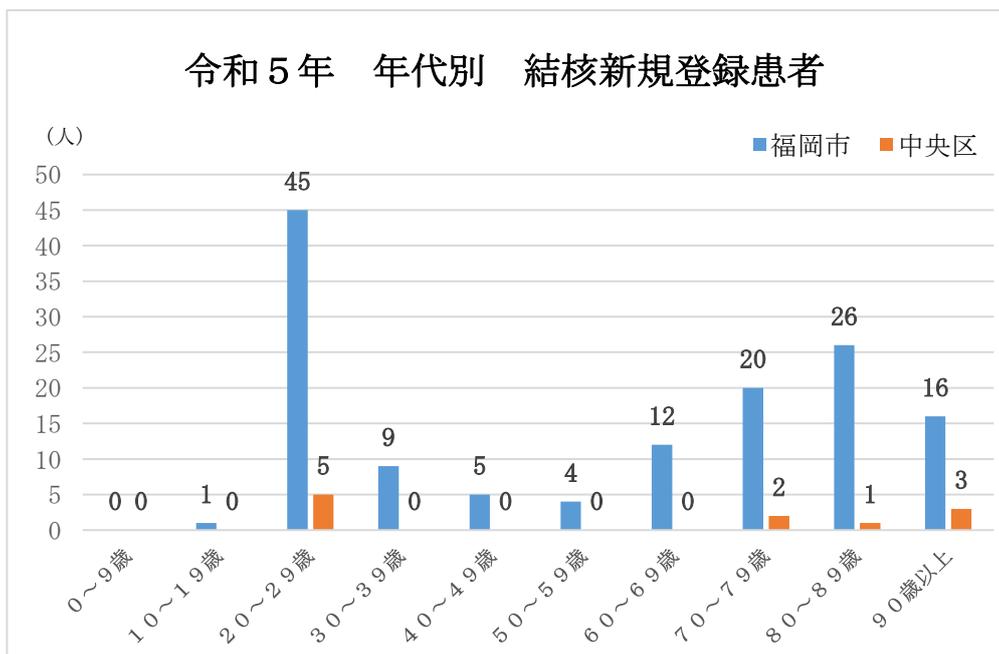
(単位：人)

区 分	令和4年	令和5年
新登録患者	25 (9)	20 (9)
登録患者(12月末現在)	40 (8)	41 (8)

※()内は、LTBI(潜在性結核感染症)で内数。



※R5は暫定値(LTBI除く。)



※R5は暫定値(LTBI除く。)

② 定期健診・接触者健診

ア 定期健診

保健所が実施する定期健診のほか、感染症法に基づき事業所や学校等が実施する定期健診について実施状況報告を求め、必要に応じて指導を行った。

(単位：人)

区 分	令和4年度	令和5年度
65歳以上の市民	573	580
デインジャーグループ(※)	108	99

※結核を発病した場合、周囲の多くの人々に感染させるおそれが高いグループ

(例：放課後児童クラブ補助支援員、子育てサロン・子どもプラザスタッフ、民生委員等)

イ 接触者健診

感染源の追求と患者からの感染の波及に関して、接触者に対する調査、健康診断を行った。

(単位：人)

区 分	令和4年度	令和5年度
胸部エックス線検査	53	280
I G R A検査	78	297

※I G R A検査…結核に感染しているかどうかをみる血液検査

(5) 難病対策・小児慢性特定疾病・原爆被爆者・肝炎治療特別促進事業

① 難病対策

ア 特定医療費(指定難病)事務

平成27年1月1日に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」(以下「難病法」という。)に基づく大都市特例が平成30年4月より施行され、福岡市で特定医療費(指定難病)受給者証を発行している。難病法に基づく医療費助成対象疾病は、341疾病(令和6年4月1日現在)。

(単位：件)

区 分	令和4年度	令和5年度
新 規	250	236
更 新	1,205	1,273
合 計	1,455	1,509

イ 難病講演会

【令和4年度】

日常生活で役立つ感染症予防のポイント～難病患者のために～
(コロナ禍で全市で1回開催) 24人参加

【令和5年度】

あなたは どうしてる? IBD(クローン病・潰瘍性大腸炎)の日常について

- ・医療講演「継続治療の必要性～私たちはなぜ治療をしているの?～」
- ・希望テーマ別グループ交流

1回、24人参加

② 小児慢性特定疾病医療費助成

児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病にかかっており厚生労働大臣が定める疾病の程度である18歳未満の児童に受給者証が給付される。平成30年4月1日より756疾病、令和元年7月1日より762疾病に拡大された。

(単位：件)

区 分	令和4年度	令和5年度
新 規	21	19
継 続	133	117
合 計	154	136

③ 原爆被爆者事務

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」及び「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」の規定に基づき、県知事に提出する健康手帳の交付申請、健康手帳所持者に対する医療費給付、各種手当の受給申請及び被爆者一般疾病医療機関の指定に関する届出等の受付事務を行った。

(単位：人)

区 分	所持者数 (令和5年3月末現在)	増	減	所持者数 (令和6年3月末現在)
		新規及び転入	死亡及び転出	
健康手帳	193	8	25	176

④ 肝炎治療特別推進事業

「福岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱」に基づき、県知事に提出する申請及び届出に係る事務を行った。

医療費助成の対象となる治療は、B型肝炎及びC型肝炎に対するインターフェロン治療、B型肝炎に対する核酸アナログ製剤治療であったが、平成26年9月から新たにC型肝炎に対するインターフェロンフリー治療も助成の対象となった。

(単位：件)

区 分	令和4年度	令和5年度
核酸アナログ製剤治療（新規）	10	10
核酸アナログ製剤治療（更新）	165	158
インターフェロンフリー治療	12	13

(6) 母子保健

「母子保健法」に基づき、母子の健全育成、発達障がいや疾患の早期発見と支援、虐待防止を目的として、乳幼児健診やその未受診者対策、訪問指導、健康教育、医療等給付を行った。

① 乳幼児健診

4か月児健康診査は市内医療機関で個別健診、1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査は、保健福祉センターで集団健診として実施した。

※R6.5.14時点

事業名		項目	令和4年度	令和5年度 ※
乳幼児健診	4か月	対象者数	1,502人	1,399人
		受診者数	1,445人	1,340人
		受診率	96.2%	95.8%
	1歳6か月	対象者数	1,467人	1,393人
		受診者数	1,437人	1,321人
		受診率	98.0%	94.8%
	3歳	対象者数	1,367人	1,386人
		受診者数	1,277人	1,343人
		受診率	93.4%	96.9%

《乳幼児健診の未受診者対策》

乳幼児健診未受診者には、虐待のハイリスク者が含まれている可能性があるため、健康課、地域保健福祉課、子育て支援課の3課で未受診者フォローに取り組んだ。

② 健康教育等

妊娠、出産、育児について不安や悩みを解消し、子どもの健全育成を図るために健康教育・家庭訪問を実施。

事業名	項目	令和4年度	令和5年度
マタニティスクール	回数	20回	27回
	人数	76人	311人
乳幼児健全発達支援事業 「この指と一まれ教室」	回数	10回	10回
	組数	39組	31組
【区重点事業】 乳幼児子育て安心事業 「母子何でも相談」	回数	12回	12回
	組数	101組	141組
家庭訪問 (※)	対象者数	1,258人	1,129人
	訪問数	907人	1,061人

※対象：令和5年1月～令和5年12月生まれの児。訪問数に「訪問したが不在」は含まない。

③ 医療等給付

医療等を受ける場合、経済的負担を軽減するため給付が受けられる制度の申請受付を行った。

(単位：人)

事業名	項目	令和4年度	令和5年度
母子健康手帳・助成券の交付	交付数	1,711	1,684
未熟児養育医療(※1)	申請数	30	32
自立支援(育成)医療(※2)	申請数	8	7

※1：入院が必要な未熟児等に対して給付

※2：生まれつき身体に障がいのある18歳未満の児童で、入院手術等により障がいの進行を防いだり、障がいの軽減が可能な場合に給付

(7) 精神保健福祉

心の健康づくりや精神障がいへの正しい知識の普及啓発に努めるとともに、精神疾患の早期発見、早期治療の促進、精神障がい者の人権擁護及び社会復帰のための支援を行った。

① 精神保健福祉相談事業等

ア 相談

市民からの相談は精神保健福祉相談員等が面接・電話で常時対応しており、必要な場合には、家庭訪問や関係機関との連絡調整を行った。また、精神科医による予約制の心の健康相談を実施した。

(単位：人)

区分	項目	令和4年度	令和5年度
常時相談	来所	8,706	9,618
	電話	11,354	12,169
	計	20,060	21,787
心の健康相談(2回/月)	来所	11	6
福岡県適正飲酒指導	来所	1	1
家庭訪問	実人数	35	37
	延人数	81	107

イ 講座

精神障がい者の家族を対象に、病気の正しい理解を目的として家族講座を実施した。また、自殺予防対策としてうつ病予防教室を開催した。

事業名	項目	令和4年度	令和5年度
精神保健家族講座	回数	5回	5回
	人数	48人	49人
うつ病予防教室(※)	回数	4回	4回
	人数	38人	69人

※令和5年度は、うち2回女性向け講座を実施した。(35人)

ウ 会議等

精神障がい者の地域生活支援をより円滑に進めるため、関係機関とのネットワーク会議等を行った。

事業名	項目	令和4年度	令和5年度
事例検討会等	回数	45回	71回
	人数	308人	506人
ネットワーク会議	回数	7回	7回
	人数	101人	169人
福岡市障がい者等地域生活支援協議会 中央区部会	回数	5回	5回
	人数	59人	61人

② 精神医療対策

「精神保健福祉法」に基づく通報に対し、精神障がい者の人権に配慮しつつ、適正な医療及び保護を確保するために措置診察・入院、医療保護入院等に関する業務を実施した。また、退院後も定期受診・服薬管理を目的に家庭訪問を行うなど継続して支援を行った。

措置入院者については、退院後の支援に関する計画を立案している。令和5年度の退院者は21名、そのうち7名の計画を立案し、家庭訪問等を実施するなど関係機関と連携を図りながら支援した。

(単位：人) ※R6.5.31時点

区分		令和4年度	令和5年度
警察官等からの通報		34	(※) 50
措置診察		21	(※) 25
措置入院者数		20	(※) 20
医療保護入院者数		326	326
措置入院者退院後家庭訪問	実人数	5	16
	延人数	19	64
家庭訪問以外の支援 (電話・面接)	実人数	1	0
	延人数	1	0

③ 精神障がい者の社会復帰・福祉サービス

自立支援医療(精神通院医療)精神障害者保健福祉手帳の申請受付・交付及び「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉サービスの支給決定・交付を行った。

(単位：人)

区分	令和4年度	令和5年度
自立支援医療(年度末所持者数)	3,339	3,503
精神障害者保健福祉手帳(年度末所持者数)	2,119	2,360
障がい福祉サービス決定数(延)	1,104	1,215
計画相談支援	766	881

2 衛生課

衛生課では、市民の衛生的で快適な暮らしを守るため、環境衛生、食品衛生、医療安全・薬事衛生に係る窓口での諸手続き、施設への立入指導、市民とのリスクコミュニケーション等を実施している。

(1) 環境衛生

① 窓口での営業許可等の諸手続き及び施設への監視指導

関係法令に基づく営業許可・届出等の窓口での諸手続き、現地での確認審査、年間計画に基づく施設への監視指導を実施した。

施設	年度末施設数		監視指導(立入) 延べ件数	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
興行場	36	35	10	2
旅館	227	238	94	180
公衆浴場	29	33	29	45
理容所	134	136	20	24
美容所	1,325	1,370	278	276
クリーニング所	225	226	23	22
畜舎等	17	15	17	15
特定建築物	317	319	38	58
水道施設※ ¹	5,037	5,028※ ²	41	123
遊泳用プール	5	6	12	12
社会福祉施設	288	288※ ²	46	43
合計	7,640	7,694	608	800

※1 専用水道、簡易専用水道、小規模受水槽水道

※2 水道施設、社会福祉施設については令和5年3月31日時点の数値

② 検査

環境衛生関係施設の衛生管理状況を確認するために、水質検査(残留塩素濃度、細菌等)、空気環境測定(二酸化炭素濃度、湿度等)等を行い、必要に応じて衛生指導を実施した。

施設	検査 施設数	要指導 施設数	基準を超過した項目
旅館	23	3	残留塩素濃度、レジオネラ属菌
公衆浴場	21	5	照度、残留塩素濃度
特定建築物	29	5	残留塩素濃度
水道施設※	64	0	
遊泳用プール	6	1	レジオネラ属菌
社会福祉施設	27	3	残留塩素濃度
合計	170	17	

※専用水道、簡易専用水道、小規模受水槽水道

③ 苦情

環境衛生に関する苦情相談について、調査を行い必要な措置を講じた。

対象施設	苦情相談件数	
	令和4年度	令和5年度
旅館	3	15
理美容	3	9
公衆浴場	0	1
動物飼養	0	1
水道施設	4	0
その他	4	2
合計	14	28

旅館の相談例（令和5年度）

- ・施設内外の衛生状況について
- ・民泊施設の騒音について
- ・無許可の民泊営業について
- ・トコジラミの被害について



トコジラミの成虫
(5～8mm)

(2) 食品衛生

① 窓口での営業許可等の諸手続き及び施設への監視指導

関係法令に基づく営業許可・届出等の窓口での諸手続き、施設での確認審査、年間計画に基づく衛生指導等の立入調査を実施した。

食品衛生法の許可施設 (営業の種類別)	年度末施設数		監視指導(立入) 延べ件数	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
飲食店営業 (喫茶店営業を含む)	7,669	7,804	3,207	3,078
上記以外の許可施設	1,439	1,507	745	772
合計	9,108	9,311	3,952	3,850

② 検査

区内で流通又は製造している食品の抜き取り検査を計画的に実施した。食品表示法違反、市の指導基準（衛生的な取扱いの目安）を超過した食品等について施設調査を行い、改善を指導した。

年度	理化学検査数	細菌検査数	不良又は取扱注意の項目
令和4年度	62	90	生菌数、大腸菌群、表示にない着色料等
令和5年度	114	189	遺伝子組換え表示、生菌数、大腸菌群等

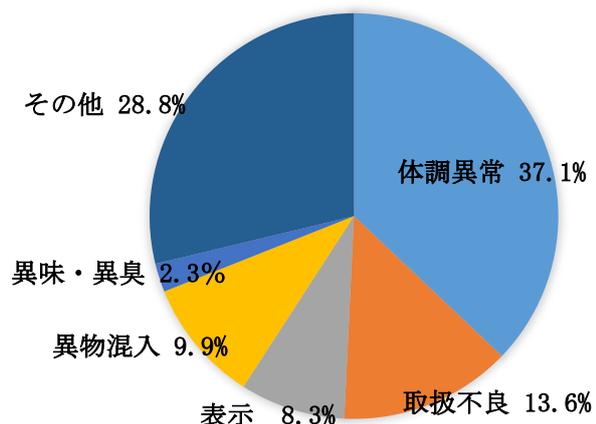
※理化学検査：食品添加物、農薬、抗菌剤、特定原材料など

※細菌検査：生菌数、大腸菌群、黄色ブドウ球菌など

③ 苦情

食品衛生に関する苦情相談について、調査を行い必要な措置を講じた。

内容別の 区分	苦情相談件数	
	令和4年度	令和5年度
体調異常	40	49
取扱不良	12	18
表示	17	11
異物混入	13	13
異味・異臭	2	3
カビ	1	0
その他	23	38
合計	108	132



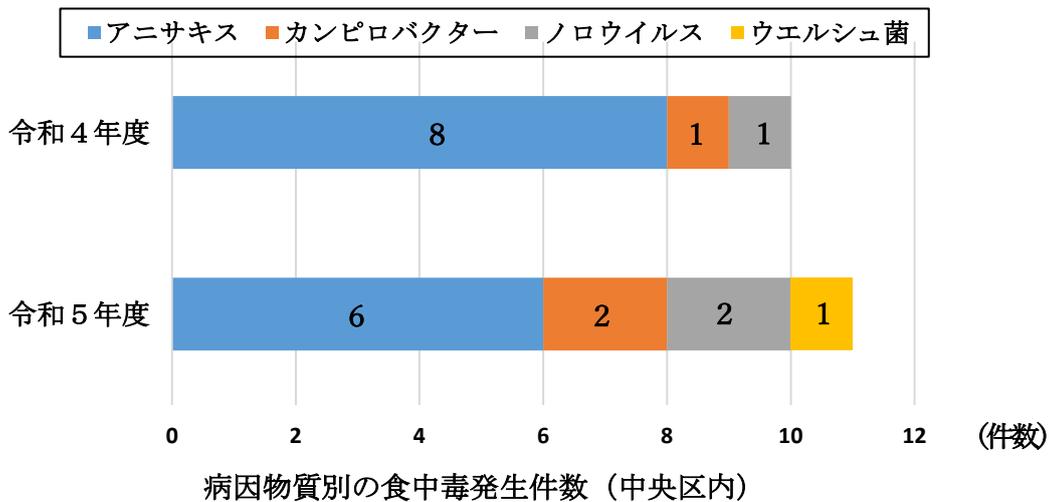
15 令和5年度 苦情内容別の苦情相談件数の割合

④ 食中毒

食中毒発生時は直ちに患者や施設の調査を行い、被害の拡大防止や再発防止に努め、必要に応じて原因となった施設に対して行政処分等を行った。

令和5年度に中央区内の飲食店等で発生した食中毒は11件で、病因物質別ではアニサキスが6件、カンピロバクターが2件、ノロウイルスが2件、ウエルシュ菌が1件であった。それぞれの原因施設に対し営業停止等の行政処分や消毒等の衛生指導を行い、再発防止の徹底を図った。

区 分		令和4年度	令和5年度
福岡市	件数	49	56
	患者数(人)	570	305
中央区	件数	10	11
	患者数(人)	27	164



(3) 医療安全・薬事衛生

① 窓口での営業許可等の諸手続き及び施設への監視指導

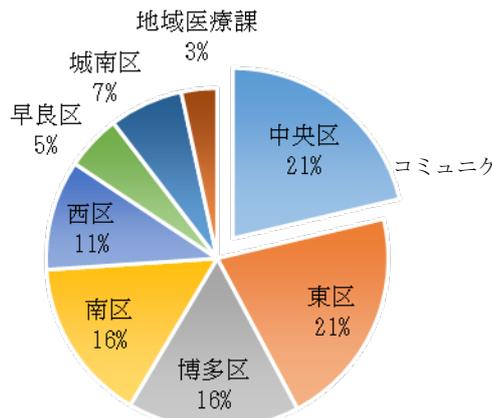
関係法令に基づく営業許可・届出等の窓口での諸手続き、立入調査等を実施した。

対象施設		年度末施設数		監視延べ件数	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
医務	病院	16	16	23	22
	診療所	440	452	128	95
	歯科診療所	240	243	48	47
	助産所（出張含む）	3	2	0	0
	施術所等	541	570	39	38
	歯科技工所	30	28	2	0
薬務	薬局	169	170	28	37
	医薬品販売業	76	84	38	46
	薬局製造販売医薬品	42	34	0	2
	医療機器販売業	1,688	1,702	51	45
	毒劇物販売業等	166	163	32	49
合計		3,411	3,464	389	381

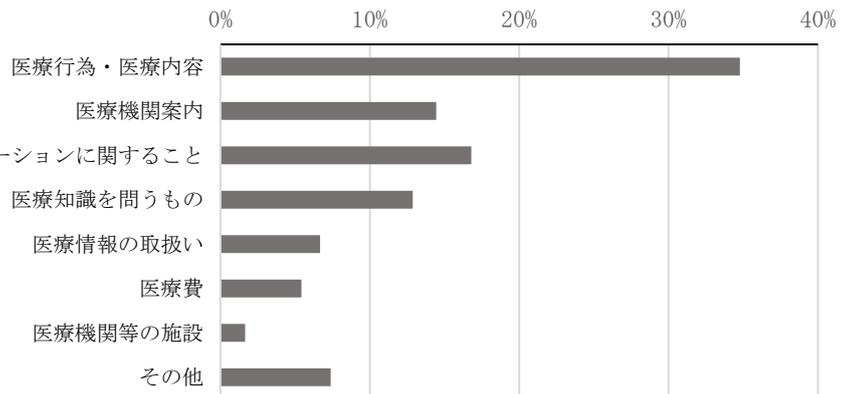
② 医療安全相談

医療安全相談窓口を設けて、患者やその家族からの苦情や相談に対応した。中央区の医薬務係は市内7区の医療相談窓口の事務局を担当しており、年間の統計処理、運営協議会等を実施した。また、別途、福岡県弁護士会に委託して、無料の法律相談窓口を設けており、令和5年度は14件の相談について、法的なアドバイスを実施した。

区分	令和4年度		令和5年度	
	件数	市全体に占める割合	件数	市全体に占める割合
中央区	302	22.5%	271	21.3%
市内全体	1,340		1,274	



令和5年度 相談受付件数の割合 (区毎)



令和5年度 相談内容別の受付件数の割合 (市全体)

(4) 市民への情報提供

市政だよりやデジタルサイネージ、ラジオ等の広報ツール、食品衛生月間のイベント、各種講習会等の機会を捉えて、衛生に関する正しい知識の普及啓発に努めた。

内容	場所および広報媒体	回数	参加者数
出前講座	公民館等	1回	24名
子ども向け手洗い教室		1回	17名
食中毒の予防方法について ほか	コミてんラジオ	2回	
まつ毛エクステンションを受ける前に知っておきたいこと		1回	
食品衛生講座	市政だより	3回	
加湿器は適切にお手入れしましょう		1回	
食品衛生	中央区役所テレビモニター	3回	
食品衛生月間行事	あいれふ1F パネル展示	1回	

また、子ども食堂等における食物アレルギー事故を防ぐための注意点について動画を作成し、YouTubeの福岡チャンネルにアップした。



食物アレルギー事故予防の啓発動画

3 地域保健福祉課

(1) 保健師活動

保健師は小学校区を単位とした地域（概ね1人あたり2校区）を担当し、乳幼児から高齢者まで各年代及びそれぞれの健康レベルに応じて、関係機関・団体等と連携しながら家庭訪問や健康教育、健康相談などの保健事業を実施した。また、個人や家族の問題にとどまらず、地域全体の健康課題の解決に向けて、地区組織活動として住民と共働の健康のまちづくりに取り組んだ。

(2) 家庭訪問

妊産婦、未熟児、乳児、幼児、被虐待児、結核、精神障がい、生活習慣病、認知症、その他の疾病を有する家庭を訪問し、対象者とその家族ぐるみの健康の保持増進を図る。

項目	令和4年度		令和5年度		
	実件数	延件数	実件数	延件数	
結核・結核家族	22	40	22	65	
心身障がい者・児	8	11	9	26	
長期療養児	—	—	1	3	
精神障がい者	1	3	8	22	
母子	妊産婦	238	319	306	444
	母性	13	20	15	33
	その他の親	38	45	73	84
	未熟児	94	109	131	168
	新生児	20	20	23	23
	乳児	127	181	158	238
	幼児	22	30	25	35
	学童	0	0	2	4
成人・高齢者	9	20	9	12	
合計	592	798	782	1,157	

(3) 母子保健事業

事業名		実施内容	令和4年度	令和5年度
母子巡回健康相談		乳幼児、妊産婦の健康教育及び健康相談を行った。また、母親同士の交流を深め仲間づくりを支援した。	44回 354人	42回 665人
子育て支援事業※	子育てサロン支援等	地域の子育て支援体制づくりを目的とし、子育て支援関係者に対し、運営支援・技術支援を実施し、サポーター養成やサポーターフォローアップを実施した。	46回	62回
	子どもプラザ支援		2回	2回
	育児サークル支援		5回	2回
	子育てサロン代表者交流会		—	1回
その他母子保健教室（公民館での事業等）		公民館開催の乳幼児ふれあい学級など乳幼児親子が集う場を利用して、母子保健に関する健康教育・健康相談を実施した。	38回	33回

※子育て支援事業の実施回数については、同時開催の健康教育と健康相談それぞれを計上。

(4) 成人・高齢者保健事業

40歳以上の市民に対し、生活習慣病予防・健康増進を目的に、保健所・公民館等で高血圧・糖尿病等の病態別教室・講演会等を開催した。また、個別に健康に関する相談に応じた。

事業名	令和4年度	令和5年度
健康教育	222回 4,020人	365回 4,852人
健康相談	184回 2,045人	184回 2,156人

【ウォーキング推進】(再掲)

福岡市保健福祉総合計画に基づき、ウォーキング推進を重点取組みの一つとし実施した。

地域の医療機関や事業所等と企画、実施した六本松健康ウォークは510人の参加があり、特定健診やがん検診のPRの機会となった。

事業名	令和4年度	令和5年度
区ウォーキンググループ交流会	紙面報告 1回	-
区・校区におけるウォーキング事業	17回 1,042人	15回 814人

【介護予防事業】(再掲)

65歳以上の高齢者を対象に、要介護の状態となることを予防し、可能な限り住み慣れた地域で生活続ける事ができるようにするため、保健所や公民館、集会所などの身近な場所で介護予防事業を実施した。

事業名	内容	令和4年度	令和5年度
フレイル予防教室	【～令和4年度】認知症予防教室 【令和5年度～】フレイル予防教室 フレイル予防に関する知識や運動、栄養について学び、生活の中に取り入れることを目指し教室を開催する。教室終了後は自立グループ立ち上げに向けて支援する。	16回 148人	25回 322人
生き生き講座	健康づくり・介護予防をテーマとした講座を地域へ出向いて実施する。	164回 2,338人	153回 2,148人

(5) 中央区政策推進プラン重点事業

【乳幼児子育て安心事業】

中央区は、転勤者が多く核家族化しているなど、子育て世代の支援が少ない環境にある。そのため、母子愛着形成の支援と育児不安の軽減及び児童虐待のハイリスク要因を持つ母子を早期に把握し支援することで虐待の予防を図ることを目的として、特性に合わせた育児教室、相談を実施した。

	令和4年度	令和5年度
安心子育て応援セミナー(低月齢児向けセミナー) 対象：生後1～3か月の第1子とその保護者	11回 188人	12回 228人
【平成29年度～令和3年度】 アラフォーママのための子育て講座 【令和4年度～】 アラフォーママ子育てサロン 対象：40歳前後で第1子を出産した母と概ね3歳未満の児	3回 112人	4回 156人
双子ファミリー子育て交流会 対象：2歳未満の多胎児とその保護者	2回 45人	3回 53人



【健康パークステーション事業】

1号地 梅光園緑道（笹丘校区）平成31年3月完成

2号地 福浜公園（福浜校区）令和3年3月完成

1号地（梅光園緑道）は地域主催のウォーキング大会に準備段階より関わり、1号地をウォーキング途中の立ち寄りポイントに設定し利活用を促した。2号地（福浜公園）については、校区の生き活き講座での活用や、西日本短期大学健康スポーツコミュニケーション学科の協力を得て毎月健康講座を開催した。

【よかトレ実践ステーションの創出・継続支援】（再掲）

福岡市では、平成29年度より、介護予防に効果的な6つの体操を「よかトレ」と名付け、日々の生活に取り入れることを推奨している。また、“よかトレ”を実践している団体・施設を「よかトレ実践ステーション」として認定し、活動を応援している。

高齢者が、日頃から介護予防の運動に取り組むため、「よかトレ」の普及、「よかトレ実践ステーション」の創出・継続支援を実施した。

区 分	令和4年度	令和5年度
年度末登録数（累計）	100か所	108か所

（6）地区組織活動

校区ごとに地域の状況や保健福祉事業の実施状況等を校区役員等に説明し、健康や保健福祉の課題について意見交換を行う保健福祉事業懇談会を実施するなど市民と共働の健康なまちづくりを推進した。

事 業 名	令和4年度	令和5年度
地区活動	106回 672人	116回 811人
介護予防地区活動	40回 153人	31回 211人

【校区保健福祉事業懇談会】（再掲）

令和4年度	令和5年度
14回（14校（地）区） 188人	14回（14校（地）区） 178人

[2] 保健所の再編について

1. 健康危機管理体制の強化にあたっての基本的な考え方

検討に至る経緯

(1) 保健所体制に係る新型コロナウイルス感染症対応の振り返り (○: 主な成果、▲: 主な課題)

- : 感染動向や国の方針等を踏まえた**業務の重点化等の実施**
- : **委託化やICTの活用等**による効果的、効率的な業務実施
- : **増員、応援職員・外部人材の活用**による体制の強化
- ▲: **平時から有事へのスムーズな移行** (人員・組織体制)
- ▲: **区を超えた健康危機事案への対応** (情報集約、区間調整)
- ▲: 感染動向等を踏まえた**全市的な対応方針の変更等に係る機動的な対応**

(2) 新興感染症への備え

- 区を超える広域的な健康危機事案に対して、**情報の一元的な収集、分析、判断が可能な体制の構築、及び有事における即応体制の強化**が必要
- 国内外の人々が活発に往来するゲートウェイ都市として新興感染症の発生リスクに備え、県、医療機関、市医師会、検疫所や国立感染症研究所など、**関係機関・団体との業務連携の強化**が必要

(3) 改正感染症法等において国が示した考え

- 今後の新興感染症発生などの健康危機に対応可能な体制の構築に向け、有事における人員体制の確保やマネジメント体制の強化、人材育成など**平時のうちから計画的に保健所体制を整備**しておくことが必要

(4) 改正感染症法等によって、自治体が求められている取組み

令和5年度
「感染症予防のための施策の実施に関する計画」(予防計画)の策定

令和6年度以降
予防計画に基づく研修・訓練の実施、関係機関・団体等との連携強化実施状況を踏まえ、適宜、計画を見直し実効性を担保

考え方1 7区にある保健所を「福岡市保健所」に再編し、広域的・専門的機能を強化

- 区を超える広域的な対応、医師による専門的判断が必要な**感染症に係る施策の企画・決定から各業務の実施までを一体的に行う体制**を整備
- 健康危機事案発生時の業務統括、区役所への支援等を、**市保健所による一元的な指揮命令系統の下で行う体制**を整備
- 行政処分を伴う精神保健福祉・食品衛生に係る業務の実施体制を強化

考え方2 7区保健福祉センターでの市民への保健・福祉サービス機能は維持・充実

- これまでと同様、**7区で、市民への保健・福祉サービスを提供**
- 相談対応、家庭訪問、虐待対応など**対人支援業務を充実**

2. 保健業務の再編イメージ

令和5年度			令和6年度 (R6.7.1~)		
組織	場所	主な業務	組織	場所	主な業務
7区保健所 (保健福祉センター)	各区役所	感染症 ・感染症への対応 (調査、検査等) ・HIV、性感染症の検査 ・相談対応、啓発 ・予防接種等に関する受付事務 精神保健福祉 ・相談対応 ・措置診察、医療保護入院 ・精神保健福祉手帳、通院医療費に関する受付・交付 結核 ・患者発生時の対応 (接触者健診・管理検診) ・結核住民健診 難病 ・相談会、講演会の開催 ・医療費助成の受付 ・療養についての相談対応・訪問指導 環境衛生 ・関係法令に基づく施設の許認可 ・施設の監視・指導 食品衛生 ・関係法令に基づく施設の許可 ・施設の監視・指導、食中毒調査 ・食品・パザーに関する相談対応 医事・薬事 ・医療機関・薬局の相談対応、届出受付、指導、立入 地域保健福祉 ・保健・福祉に関する相談対応、家庭訪問 ・健康教育、健康相談、その他地域の健康づくり ・地域包括ケアに関すること ・高齢者の権利擁護 母子保健 ・相談対応、家庭訪問 ・乳幼児健康診査	福岡市保健所 (保健医療局)	あいろふ	感染症 ・感染症への対応 (調査、検査等) 精神保健福祉 ・相談対応 ※継続的な対応を要するもの ・措置診察、医療保護入院 感染症 ・HIV、性感染症の検査 結核 ・患者発生時の対応 (接触者健診・管理検診) ・結核住民健診 難病 ・相談会、講演会の開催 環境衛生 ・関係法令に基づく施設の許認可 ・施設の監視・指導 食品衛生 ・関係法令に基づく施設の許可 ・施設の監視・指導、食中毒調査 ・食品・パザーに関する相談対応 医事・薬事 ・医療機関・薬局の相談対応、届出受付、指導、立入 感染症 ・相談対応、啓発 ・予防接種等に関する受付事務 精神保健福祉 ・相談対応 ・精神保健福祉手帳、通院医療費に関する受付・交付 難病 ・医療費助成の受付 ・療養についての相談対応・訪問指導 地域保健福祉 ・保健・福祉に関する相談対応、家庭訪問 ・健康教育、健康相談、その他地域の健康づくり ・地域包括ケアに関すること ・高齢者の権利擁護 母子保健 ・相談対応、家庭訪問 ・乳幼児健康診査
		7区保健福祉センター	各区役所		

3. 保健所運営協議会の運営

◎ **地域保健法に基づき再編後の福岡市保健所に「福岡市保健所運営協議会」を設置**

区単位で設置している7つの保健所運営協議会を、福岡市保健所の設置 (1保健所体制への移行) に合わせ、地域保健法に基づき**「福岡市保健所運営協議会」に再編**

保健所再編による強化ポイントと人員体制

機能の強化ポイント	組織の強化ポイント及び整備概要
健康危機管理機能を強化	A 健康危機管理を含めた保健所運営を担う「統括部門」を新設 健康危機管理部及び健康危機管理課（1部1課 22人体制）
広域的・専門的機能を強化	B 感染症チームを編成 感染症の予防や対策に関する企画・調整から、施設などへの助言・研修や感染症発生時の対応等までの一体的実施体制を整備 感染症対策部及び感染症対策課、結核対策課（1部2課 23人体制）
	C 精神保健チームを編成 精神保健福祉法に基づく措置診察業務体制の強化、精神障がい者の地域生活への移行や地域への定着に向けた支援の充実に図る体制を整備 精神保健・難病対策部及び精神保健・難病対策課（1部1課 23人体制）
	D 衛生業務体制の再編 医事・薬事、食品衛生、環境衛生に関する企画・調整から、相談や監視・指導等までの一体的実施体制を整備 地域衛生部及び医薬務・衛生推進課、食品安全推進課、各区を管轄する7衛生課（1部9課 107人体制）

令和5年度（R5.4.1時点）	計 401人	令和6年度（R6.7.1予定）	計 411人
保健医療局 29 健康医療部 地域医療課 4 保健予防課 15 生活衛生部 生活衛生課 3 食品安全推進課 7 ※ 主な保健所業務 ・医事、薬事に関すること（地域医療課） ・感染症、結核、精神保健福祉、難病等に関すること（保健予防課） ・環境衛生に関すること（生活衛生課） ・食品衛生に関すること（食品安全推進課）		保健医療局 保健所 176 A 健康危機管理部 22 健康危機管理課 21 B 感染症対策部 23 感染症対策課 13 結核対策課 9 C 精神保健・難病対策部 23 精神保健・難病対策課 22 D 地域衛生部 107 医薬務・衛生推進課 9 食品安全推進課 7 東～西衛生課(7) 90 ※各区役所庁舎に配置	
保健所業務※に関する企画・調整機能 区役所(7) 保健福祉センター(7) 保健所長(7) 372 健康課(7) 139 地域保健福祉課(7) 136 衛生課(7) 90 広域的・専門的機能 市民への保健サービス機能		保健所業務に関する企画・調整機能 + 広域的・専門的機能 区役所(7) 保健福祉センター(7) 健康課(7) 96 地域保健福祉課(7) 139 保健センター―市民への保健サービス機能	235
※ 組織名に付した数値(7)は、区役所全体の組織数			

【 参考資料 】 福岡市保健所運営協議会条例

〔 昭和30年3月25日
条 例 第 23 号 〕

(設置)

第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第11条の規定に基づき、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するため、保健所に保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、その置かれた保健所の名称による。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、任期中であっても委員を解任することができる。

(組織)

第4条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

(運営)

第5条 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

第7条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、その置かれた保健所において行う。

(その他)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。